

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

○ 無償化を受けるためには条件があります

- ① 通園する幼稚園が、無償化対象施設であること
- ② 「子育てのための施設等利用給付」の認定を取得すること
幼稚園を通して市役所に、認定取得のため「申請」が必要です。



①、②の条件が揃って初めて無償化を受けることができます。

- ・幼稚園の無償化対象上限額は月額25,700円です。
- ・預かり保育の無償化対象上限額は、
450円×利用日数 または 月額11,300円
のうち少ない方の金額までです。

※ 注意 無償化を受けられる額は、
【上限額】 または 【実際に支払った額】
のうち少ない方の金額までです！

また、②の認定には、いくつかの種類があります。
ご家庭の状況・幼稚園の利用状況に合わせた
認定を取得してください。



認定の種類

○ 新1号認定(第30条の4第1号)

- 条件
- ・ 満3歳以上の小学校就学前子ども
 - ・ 新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの
 - ・ 保育の必要性がないご家庭



例えば、専業主婦(夫)家庭などで、
預かり保育を利用する必要がない子ども

提出書類

- ・ 子育てのための
施設等利用給付
認定・変更申請書
(法第30条の
4第1号)

○ 新2号認定(第30条の4第2号)

- 条件
- ・ 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した
小学校就学前子ども(3~5歳児)
 - ・ 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの



例えば、共働き家庭、シングルで働いている家庭など
預かり保育を利用する必要がある子ども

提出書類

- ・ 子育てのための
施設等利用給付
認定・変更申請書
(法第30条の
4第2号・第3号)

- +
- ・ 保育の必要性
確認書類
(就労証明書等)

○ 新3号認定(第30条の4第3号)

- 条件
- ・ 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある
小学校就学前子ども(満3歳児)
 - ・ 保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者
 - ・ 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの



例えば、共働き家庭、シングルで働いている家庭などでかつ
保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者で
預かり保育を利用する必要がある子ども

提出書類

- ・ 子育てのための
施設等利用給付
認定・変更申請書
(法第30条の
4第2号・第3号)

- +
- ・ 保育の必要性
確認書類
(就労証明書等)